

霧島市介護保険条例の一部改正について

霧島市介護保険条例の一部を次のように改正する。

平成30年2月13日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例

霧島市介護保険条例（平成17年霧島市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、同条第1号中「33,000円」を「35,880円」に、同条第2号中「49,500円」を「53,820円」に、同条第3号中「49,500円」を「53,820円」に、同条第4号中「59,400円」を「64,584円」に、同条第5号中「66,000円」を「71,760円」に、同条第6号中「79,200円」を「86,112円」に、同条第7号中「85,800円」を「93,288円」に、同条第8号中「99,000円」を「107,640円」に、同条第9号中「112,200円」を「121,992円」に改める。

第2条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「29,700円」を「32,292円」に改める。

第18条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

平成30年度から平成32年度までの介護保険料を定めるとともに、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により市の質問検査権の対象範囲が拡大されたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。